

令和6年2月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和6年3月1日・4日

場 所 第3委員会室

令和6年3月1日(金曜日)

委員 齊藤了介
委員 井本英雄

午前9時59分開会

欠席委員(なし)
委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第57号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)
- 議案第71号 令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 令和5年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第2号)
- 議案第73号 令和5年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)
- 議案第74号 令和5年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)
- 議案第76号 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 宮崎県公立学校情報機器整備基金条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・令和5年中の交通事故情勢と取組について

出席委員(6人)

委員 長 山内佳菜子
副委員 長 山内いっとく
委員 日高陽一
委員 前屋敷恵美

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 平居秀一
警務部長 奈良文代
警務部参事官兼首席監察官 山崎猛
生活安全部長 迎修二
刑事部長 三原健
交通部長 湯浅晴之
警備部長 久留米英樹
警務部参事官兼会計課長 黒木真二
警務部参事官兼警務課長 日高貴
警務部参事官兼総合管理課長 神村守人
生活安全部参事官兼生活安全少年課長 室屋利春
総務課長 杉村昌俊
生活環境課長 田中宏光
サイバー犯罪対策課長 小野哲也
交通規制課長 岩田浩幸
運転免許課長 池田健二

企業局

企業局長 井手義哉
副局長(総括) 山下栄次
副局長(技術) 有馬誠
技監 宮田晃尚
総務課長 伊豆雅広

経営企画室長	山元孝訓
工務管理課長	丹山竜一郎
施設保全課長	松生晃
発電設備課長	日高誠
総合制御課長	小野一彦

教育委員会

教育長	黒木淳一郎
副教育長	小牧直裕
教育次長 (教育政策担当)	奥村昌美
教育次長 (教育振興担当)	佐々木孝弘
教育政策課長	久保範通
財務福利課長	畑中道一
育英資金室長	唐仁原博
高校教育課長	間曾妙子
義務教育課長	田中幸一
特別支援教育課長	横山貢一
教職員課長	大山和彦
生涯学習課長	猪野貴一
スポーツ振興課長	木宮浩二
文化財課長	長友由美子
人権同和教育課長	永井敬雄
図書館長	平山文春
美術館副館長	梅田一明
総合博物館館長	松野義直

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田真紀
政策調査課主査	西尾明

○山内委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の一部変更についてであります。

現在、お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第77号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付しております条例案に対する意見についてを御覧ください。

これは地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○平居警察本部長 私から冒頭、御報告をさせていただきます。

先般、能登半島地震の被災地支援に向かっていた本県警察機動隊のバスが横転するという事故が発生いたしました。幸いにもけが人はいま

せんでしたが、山陽自動車道を長時間にわたって通行止めにするという結果を招きまして、誠に遺憾に思っております。今後、このようなことがないように、職員に対する指導を徹底してまいります。

それでは、本日、御審議いただく案件でございますが、議案といたしまして、議案第57号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち公安委員会に係るもの、報告事項といたしまして、県警車両による交通事故に関し、「損害賠償額を定めたことについて」、その他報告事項としまして、「令和5年中の交通事故情勢と取組について」の3件でございます。

それぞれ、担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○山内委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奈良警務部長 令和6年2月定例会提出の議案第57号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」の公安委員会関係につきまして、説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

本議案に係る補正予算は11億1,514万6,000円の減額補正を行うもので、補正後の予算は270億644万7,000円となります。

それでは、目ごとに主な補正理由について説明します。

資料4ページの令和5年度2月補正歳出予算説明資料を御覧ください。

一般会計警察費の（項）警察管理費（目）公安委員会費の補正額につきましては、マイナス94万円です。減額の主な理由は、昨年度まで警察学校等で実施していた殉職警察官慰霊祭を警察

本部の会議室で実施し、式のコンパクト化を図ったことで不用額が生じたものです。

次に、（目）警察本部費の補正額につきましては、マイナス7億6,364万6,000円です。職員費については、人件費の補正であり、その主なものは育児休業者や年度途中退職者等に係る給料の不用額となります。運営費に関しては、当初の見込みより退職者が減少したことや駐在所に同居する配偶者の手当である駐在所等協力家族報償費の不用額となります。

また一番下にあります、その他の職員設置経費の主な不用額につきましては、燃料費高騰対策として特別に計上しておりました光熱水費が政府の実施した原油価格高騰対策により、当初の見込みほど値上がりしなかったことにより、不用額として補正するものです。

次に、資料5ページの（目）装備費の補正額につきましては、マイナス3,929万1,000円です。装備費につきましては、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備資機材の整備に要する経費となります。

主な補正につきましては、警察活動用車両維持費に原油価格高騰対策として計上しておりました車両用燃料費が、先ほどと同様の理由により、不要となったため減額するものです。

次に、（目）警察施設費の補正額につきましては、マイナス1,165万7,000円です。警察施設費は警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費となります。

交番・駐在所庁舎新築費につきましては、資材等が高騰していることから増額の補正を行っておりますが、警察庁舎の維持補修において入札等による不用額が生じていることから、施設費全体では減額の補正となっております。

次に、資料6ページの（目）運転免許費の補

正額につきましては、マイナス2,600万6,000円です。運転免許費は運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務に要する経費となります。

補正額の主なものにつきましては、高齢者講習の委託料となります。高齢者講習につきましては、道路交通法の改正に伴い、自動車教習所が単独で実施することができるようになったことにより、委託料に不用額が生じたものです。

資料7ページとなります。

(項) 警察活動費 (目) 警察活動費の補正額につきましては、マイナス2億7,360万6,000円です。警察活動費の(事項) 一般活動費につきましては、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費となります。

主な補正につきましては、昨年4月に実施されたG7農業大臣会合に伴う警戒警備事業における、警護に必要な会場等の借上費や消耗品の購入に要する経費です。これは消耗品等の購入計画の見直しや警護計画の見直しを行ったことに併せて競争入札等を行ったことで執行残が生じたものです。

交通安全施設維持費につきましては、交通安全施設の維持補修や電気料・回線使用料を計上しております。

主な補正理由につきましては、交通信号機と管制センターをつなぐデジタル回線の見直しを行ったことにより、減額が生じたものです。

続きまして、交通安全施設整備事業費についてです。

本件事業は、安全で安心な交通環境を整備するために、交通安全施設を整備する事業となります。

交通安全施設整備事業の一部は、国庫補助対象の事業となっております。

補助金につきましては、警察庁を經由し財務

省に対して要求することになりますが、警察庁の要求額が財務省で査定されたことに伴い、本件の交付決定額も減額され、補正が必要となったものです。

最後に、繰越明許費についてです。

資料8ページを御覧ください。

令和6年度へ繰り越す金額は、交通安全施設整備事業5,989万2,000円となります。

繰越しの理由につきましては、信号機の信号制御機と灯器等をつなぐケーブルが全国的に入手困難となっており、本県においても同様に年度内の施工が不可能となったことから、予算の繰越しを行うものです。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○齊藤委員 資料4ページの警察本部費の内訳にある政策調整研究費とはどういったものかお尋ねしたいのと、人件費の減額について、途中退職者が本年度は少なかったと説明がありましたが、近年何人ぐらい中途退職されているのか教えてください。

○奈良警務部長 政策調整研究費は、政策課題や新たな政策を検討するための調査研究費として、平成16年度の宮崎県予算に盛り込まれて以後、県警察においても警察本部費として予算措置しております。

新たな政策等について、先進県の視察調査に行くための経費となります。

○日高警務課長 中途退職者について説明させていただきます。

令和5年度が17名、令和4年度が37名、令和3年度が39名、令和2年度が36名となっております。

○前屋敷委員 資料4ページの事項9番目に、留置施設視察委員会設置に要する経費とありま

すが、今回改めて設置された委員会ですか。もしくは、従来から設置されていた委員会ですか。

○奈良警務部長 お尋ねの留置施設視察委員会につきましては、従来から設置されております。

今回の補正は、活動に要した旅費等の経費を減額しているものです。

○前屋敷委員 この視察委員会の主な目的は、定期的に留置所を視察することですか。

○平居警察本部長 留置施設視察委員会は、監獄法が刑事収容施設法に改められたときに、留置施設について外部の目でチェックしていただく趣旨で、各都道府県公安警察に設けられているものであり、医師や弁護士など、外部の方が委員になっております。必ず、年に1回は、各警察署の留置施設を見ていただくことになっていきます。

○前屋敷委員 この委員会のメンバーは、外部の方で構成されているということですね。

○井本委員 今の質問に関して、この委員会が設けられているのは、人権が影響しているためですか。

○平居警察本部長 刑事収容施設法というのは、刑事施設——刑務所と、留置施設——警察に設けられた留置所について視察委員会を設けることになっております。そのため、刑務所につきましても、同じように外部の方がメンバーとなった視察委員会が設けられています。

○井本委員 それは、やはり人権が絡むからですか。

○平居警察本部長 当時、法律改正のきっかけとなったのが、名古屋刑務所での刑務官による受刑者に対する暴行事件と記憶しております。そういったことがあって外部の目でチェックしていただくことになったと記憶しています。

○齊藤委員 冒頭、本部長からお話がありまし

た能登半島地震に向かう機動隊車両の転倒については、報道でしか存じ上げないのですが、どういったことが原因だったのでしょうか。

○久留米警備部長 事故の概要について、御説明を申し上げたいと思います。

今回の事故につきましては、令和6年2月17日午前7時31分頃、九州管区機動隊の隊員が、能登半島地震に伴う特別派遣のため、広島県尾道市内の山陽自動車道の上り線を大型バスで走行中、追越し車線を越えて中央分離帯に衝突し、その後横転したというものであります。

事故の原因につきましては、広島県の高速度道路交通警察隊の捜査により、当該職員の運転操作不適ということで報告を受けております。

この事故により、中央分離帯、ガードレール等を損壊したとの報告も受けております。

先ほどもありましたとおり、当該大型バスには運転手を含めまして10名が乗車していましたが、負傷者はおりません。

なお、事故によりまして、山陽自動車道上り線、三原インターチェンジから尾道インターチェンジまでの区間が、約4時間半にわたりまして通行止めとなったということでもあります。

○齊藤委員 部長が御説明いただいた運転操作不適はどのようなことなのか、また、運転者はどのような立場の方が運転されているのか教えてください。

○久留米警備部長 運転操作不適というのは、当時、大型バスの運転中に急な横ぶれが生じまして、元に戻そうとしたけれども、その操作がうまくいかずに、そのまま衝突してしまったことが原因でございます。

九州管区機動隊の20代隊員が運転をしておりました。

○日高委員 齊藤委員の質問の関連で、退職者

の数を教えていただきましたが、退職の理由として多いものはあるのでしょうか。

○奈良警務部長 全員ではないのですが、若年層では、採用から短い期間での退職であり環境に慣れない、思っていたものと実際が違ったなどの理由が多いです。それ以外ですと、民間企業へ就職し直したい、家業の事由など、いろいろ理由があって辞める方が多いと思っております。

○日高委員 令和3年度は退職者が約30人ですが、業務に支障は来たさないのでしょうか。それとも、何か代わりを充てがっているのか教えていただけますか。

○奈良警務部長 警察官の定員がございますので、例えば年度途中で辞めても、すぐその部分を採用するというわけにはいきません。そういう意味では支障はありますが、個々の業務については退職者を補充したり、部内での異動、カバーをすることで影響が出ないように努めているところです。

○山内委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奈良警務部長 損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

資料の9ページをお開きください。

今回、御報告させていただく損害賠償事案は4件で、全て公用車の交通事故に起因する事案になります。

一覧表の上2件に記載の令和5年7月21日発生の交通事故につきましては、同一事故であります。人身損害と物件損害の相手方が異なって

おりますので、2件に分けて記載しております。

それでは、この1件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、刑事部捜査二課の警察官が令和5年7月21日午前9時25分頃、宮崎市内の国道を走行中、前方で信号停車中の相手方車両の後部に自車の前部を追突させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の前方安全不確認の過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%となっております。

この事故の損害賠償の相手方につきましては、人身損害は相手方車両の運転手、物件損害は相手方車両を管理する法人になります。

この事故で、相手方運転手は外傷性頸部症候群、いわゆるむち打ちのけががありましたので、治療費や慰謝料の人身損害賠償として、5万7,109円を県警の自賠責保険と任意保険から支出しております。

物件損害については、車両の修理費として32万9,215円を県警の任意保険から支出しており、人身損害と物件損害の賠償総額は38万6,324円になります。

公用車については、修理費として22万円を県費から支出しております。

次に、3件目に記載しております交通事故について説明します。

この事故につきましては、交通部運転免許課の警察官が令和5年7月27日午後3時10分頃、宮崎市内にある宮崎県総合自動車運転免許センター敷地内において、自車を車庫から発進させた際に、同車庫前を左方から進行してきた相手型車両の右前部に自車の左前部を接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員に左方

安全不確認の過失、相手型に右方安全不確認の過失があり、過失割合は県側が80%、相手側が20%になっております。

この事故の物件損害については、車両の修理費として9万6,000円を県警の任意保険から支出しており、公用車については、修理費として4,000円を県費から支出しております。

次に、4件目に記載する交通事故について説明します。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が令和5年9月12日午後0時35分頃、宮崎市内の個人宅敷地内において車両を発進させた際に、隣接敷地とのブロック製仕切りに自車の左側を接触させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の左方安全不確認の過失があり、過失割合は県側が100%、相手側がゼロ%になっております。

この事故の物件損害については、ブロック製仕切りの修理費として6万3,800円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理費として18万5,823円を県費から支出しております。

県警では、引き続き交通事故発生状況の分析結果等に関する資料を発出し、それらの資料を活用した各所属幹部による指導、教養を随時行うとともに、交通事故を起こした職員に対する教養や実技指導を行う運転技能講習会を開催するなどして、交通事故防止対策に取り組んでまいります。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありませんか。

○井本委員 一覧表上の2件について、2段に分けて記載している理由は何ですか。

○奈良警務部長 この事故では、人身損害賠償の部分と物件損害賠償の部分がございます、

人身の部分は運転者御本人に対する賠償、それから車両に関しては所有者が法人ということで、相手先が違ふということで2段に分けて記載しております。

○井本委員 上が人身事故で、下が要するに車の事故だということか。

○奈良警務部長 おっしゃるとおり同じ事故なんですけれども、損害が運転者に対するものと車に対するもの両方を賠償したときの、車の持ち主が個人ではなくて法人のものでした。賠償の相手先ごとに表の記載をしているので、1つの事故が2段に分かれて書いているということになります。

○山内委員長 宮崎銀行の車だったので、車に対しては所有者が宮崎銀行なのでそちらに払って、乗っている方個人にも人身でお支払いしているということによろしいでしょうか。

○奈良警務部長 御指摘のとおりになります。

○山内委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○湯浅交通部長 それでは、常任委員会資料の10ページを御覧ください。

令和5年中の交通事故情勢と取組について御報告させていただきます。

まず、1の交通事故発生状況について御説明いたします。

(1)のグラフは過去10年間の交通事故発生件数と高齢運転者による交通事故発生件数の推移を表したものです。

令和5年中の交通事故発生件数は3,488件で、前年比マイナス310件、減少率はマイナス8.2%

で、減少率は2年連続で全国1位となっております。

死者数は30人、令和3年と同数で、統計開始の昭和23年以降では、過去2番目に少ない数となりました。

しかしながら、死者に占める高齢者の割合は死者30人中高齢者18人で、死者の60%を高齢者が占めており、例年高い割合で推移しております。

オレンジ色の棒グラフは高齢運転者による交通事故発生件数を示しています。年々減少しているものの交通事故全体に占める割合が年々高くなっておりまして、令和5年は1,089件で交通事故全体の3割を超えました。

またグラフの下の表のとおり、高齢運転者による死亡事故死者数につきましては、昨年は14件発生し、死者14人で、発生件数及び死者数とも2年連続で増加している現状にあります。

資料11ページ、(2)の歩行者事故について説明いたします。

歩行者事故は年々減少傾向にあります。令和5年は発生件数278件で、前年比プラス22件、増加率はプラス8.6%となっております。

ピンク色の棒グラフは、そのうちの横断歩道横断中の事故を示しており、昨年は95件発生し、前年比で30件増加しております。

一方で歩行中の死者数につきましては、赤色の折れ線グラフのとおり、平成28年以降ほぼ横ばいで推移してはいたしましたが、昨年は12人と僅かではありますが減少しております。

また、高齢者の歩行中死者数はオレンジ色の折れ線グラフで示しており、同じく前年比で減少してはいるものの、歩行中死者数の12人中8人が高齢者となっております。

下の表は、高齢者の歩行中死者について、発

生時間帯の昼夜別を示しております。

昨年は8人の高齢死者のうち6人が、夜間の交通事故で亡くなっております。

資料12ページ(3)の昼夜別歩行中死者数と反射材着用状況について説明いたします。

棒グラフは歩行中死者数の昼夜別の推移を表しており、昨年の歩行中死者12人のうち夜間の死者が7人と半数以上を占め、過去10年間を見ましても夜間の死者が多い傾向にあります。

また、下の表に歩行中死者の反射材着用状況を記載しておりますが、夜間の死者で反射材を着用していた方は少なく、平成30年以降は1人もおりません。

以上のことから、引き続き高齢運転者対策、歩行者保護対策のさらなる強化が必要となっております。

それでは、13ページ、2の取組について御説明いたします。

まず(1)、制限運転の推進についてです。

制限運転とは、運転者が自身の体調や運動能力を把握し、運転の時間帯や場所などについてあらかじめ体調が悪いときは運転を控える。夜間の運転を控えるなどの一定のルールを自ら設けることで、交通事故の危険性を低減させる高齢運転者による交通事故防止の取組であります。

おとし7月に警察署及び運転免許センターにおける制限運転宣誓の受付を開始したところですが、さらなる普及啓発のため、令和5年に、県内の自動車教習所が加盟する宮崎県指定自動車学校協会等と制限運転の普及推進連携協定を締結し、自動車教習所においても制限運転宣誓の受付を開始しております。

次のページに、制限運転宣誓受付人数の表を記載しております。

宣誓者数は、施策を開始した令和元年5月か

ら令和4年12月まで6,097人であったところ、令和5年に大幅に増加いたしまして、令和5年末までに2万3,710人となっております。

制限運転は高齢運転者が宣誓して終わりではなく、より長く安全運転を継続していただくため、宣誓後のアフターフォローとしまして、今後も、宣誓と安全教育をセットにした取組を推進してまいります。

資料15ページの歩行者保護対策について説明いたします。

まず、交通安全施設の整備等についてです。

その一つは横断歩道の整備であります。横断歩道整備の重点対策としまして、摩耗度の高い横断歩道等を重点に約100キロメートルの補修更新を実施しております。

次に、モデル横断歩道の追加指定です。

過去に横断中歩行者の事故が発生した横断歩道や通学路で信号機のない横断歩道など、県内27か所をモデル横断歩道に指定しておりましたが、さらなる広報啓発や取り締まり強化のため、令和5年中32か所を追加しまして、県内の全ての市町村にそれぞれ1か所以上のモデル横断歩道を指定しております。

令和4年までに指定しておりましたモデル横断歩道は、資料の写真にありますとおり、赤色でカラー化をしており、追加した箇所につきましても、今後カラー化に向けて調査検討を進めてまいります。

次に、交通指導取締りについてです。

歩行者保護対策としまして、横断歩行者妨害違反の指導取締りを重点的に実施をしております。

横断歩行者妨害違反は重大事故に直結する危険な違反でありますことから、特に指導取締りを強化するよう県内各所に指示しております。

以上のような横断歩道における歩行者保護の取組を行った結果、J A F 調査による、信号機のない横断歩道における車両の停止率は、資料の折れ線グラフにありますとおり、昨年は63.6%と前年よりも10ポイント向上し、全国平均よりも18.5ポイント高くなっております。

次に、反射材の着用促進、歩行者保護啓発についてです。

まず、反射材の配布についてですが、県内では夜間の歩行中死者の割合が高いという事故実態を踏まえ、高齢者を中心に反射材配布の取組を強化し、昨年は約2万2,000個の反射材を配布しております。

次に、交通情報板の活用についてです。

道路に設置しております交通情報板を活用し、歩行者保護の啓発を実施しております。

資料16ページ、(3)の交通事故多発地点対策について説明いたします。

G I S——地理情報システムによりまして、地図上に事故多発地点を抽出し、エリア内で発生している交通事故の時間帯、事故類型、事故原因等を分析して、効果的な時間帯、場所において、警察官が街頭活動を行うという取組を令和4年7月から実施しており、令和5年も継続しております。

資料には、橘通3丁目交差点——通称デパート前交差点、大工町交差点付近を例示しております。地図を拡大しますと、赤色で人身事故、黄色で物損事故が表示され、発生地点が明らかになっており、さらにこれらの事故データを発生時間帯、事故類型別、事故原因別に分析することで、交通事故事態に即した交通指導取締りが可能となっております。

資料17ページ、(4)の駐車場事故防止対策についてであります。

昨年11月宮崎市内の商業施設の駐車場で、高齢男性が運転する普通乗用車が歩行中の母子に衝突し、母親に抱かれていた生後9か月の女児が死亡するという大変痛ましい交通事故が発生しました。

これまでの駐車場内の交通事故防止対策としては、駐車場管理者に対する交通事故情勢の情報提供やポスター等の掲示依頼が主でしたが、今回の事故を受けまして、一步踏み込んだ対策はできないかと、先進県の例を参考に、本県の現状を踏まえた「宮崎県警察駐車場事故防止対策ガイドライン」を作成しました。

このガイドラインは、駐車場管理者向けに歩行者の通行場所の明示や、車両が走行する場所との物理的な分離等による交通安全対策を推奨するものでありまして、1点目に動線の分離、2点目に速度抑制と安全対策、3点目に円滑の確保といった、3つの柱で構成しており、県警ホームページに掲載したほか、県内のスーパーマーケット等約200店舗に郵送し、活用を依頼しております。

本ガイドラインを参考に、駐車場管理者による交通安全対策が促進されることを期待しております。

本県では、高齢化社会が進展している上、新型コロナウイルス感染症の5類移行後に人や車の流れが回復しつつあり、今後さらなる交通事故の増加が懸念されるところです。

日々刻々と変化する交通情勢を踏まえ、時代に即した各種施策を推進するとともに、事故実態の分析と分析結果に基づく真に抑止効果のある交通指導及び取締まりを実施し、交通事故のない安全で安心な宮崎県を目指して取り組んでまいります。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○齊藤委員 資料15ページで御説明いただいたように、横断歩道における停止率が全国平均よりも18.5%高い結果が全国1位の交通事故発生件数の減少率につながっていると思って、改めて感謝申し上げます。

その中で、霧島町で起きたスーパーの事故は店舗に車が突っ込んで起きています。県内、全国でもこのような事故をニュース等で拝見します。県内で店舗に突っ込んでいった理由としては、アクセルやブレーキを間違えて踏んでいることが原因なのか教えてください。

○湯浅交通部長 店舗に突っ込んでいる交通事故につきましては、高齢者がアクセルとブレーキを踏み間違えたことによって発生している交通事故であります。

○齊藤委員 私は普通車に乗っていますが、車検の代車でハイブリッド車が充てがわれました。ハイブリット車は詳しくないのでパーキング、バック、ドライブどちらか混乱しました。そのような原因の事故ではないでわけですね。

○湯浅交通部長 そういったハイブリッド車のギアの間違いによる交通事故については把握しておりません。

○日高委員 資料10ページですけれども、交通事故の推移が出ており、平成27年度からどんどん下がっています。すばらしいことだと思っております。

先ほど交通部長もおっしゃっていましたがけれども、自動車整備会社の方と話すと、「コロナ禍で人の動きがないと事故も少ない。仕事もない。」という話もされて、「それはいいことですよね。」という話をしました。ただ、令和5年は往來が増える中で、その低い水準をキープされているのは、抑止対策がしっかりできているからでしょ

うか。

○湯浅交通部長 交通事故抑止対策につきましては、宮崎県でも第11次宮崎県基本計画を定めておりますとおり、あらゆる関係機関団体が社会ぐるみで施策に取り組むこととなっております。

大きく分けると、道路を含む交通安全施設の整備、交通安全教育、交通指導取締りの3つになります。特に交通安全施設の整備につきましては、県や市の道路管理者方の協力が不可欠でありますし、また交通安全教育につきましても、警察だけでなく、学校教育や企業における安全教育、こういったものの協力が必要です。

交通指導取締りは警察が中心になりますが、こういったものが相対的に効果的に功を奏して、徐々に減っているのではないかと考えております。

○日高委員 歩行者の事故に関しても、平成27年度は特に多いですけれども、何か原因があるんでしょうか。

○湯浅交通部長 歩行者事故が多かった原因については、歩行者保護意識が非常に低かったと認識しております。

現在、モデル横断歩道制度ですとか、歩行者妨害違反の取締りを強化しまして、徐々に県民の中に歩行者保護意識が芽生えつつあるのではないかと考えております。

歩行者事故が多かった頃は、歩行者優先思想が低いので、こういった事故の結果になっていると考えます。

○山内副委員長 モデル横断歩道にすることによって、その場所での事故率が、一般の横断歩道より大分低くなったり、もしくはモデル横断歩道のほうが停止率が高いデータがあるので

しょうか。

○湯浅交通部長 モデル横断歩道の施策を開始する前の停止率、それからモデル横断歩道を設置した後の停止率を県警独自に調査いたしました。停止率については確実に上がっております。

モデル横断歩道の事故につきましては、本当に残念なことではあるんですが、昨年、えびの市内でモデル横断歩道を横断中の高齢女性を高齢男性がはねて死亡させるという死亡事故が発生しておりますので、モデル横断歩道だから安心できる状況ではございません。

引き続き、モデル横断歩道で警察活動を強化してまいりたいと考えております。

○山内副委員長 GISを活用し、警察官が立たれているという話でした。これを県民が見て、本人がここが危ないなど把握できるのですか。もしくはそういう考えはあるんでしょうか。

○湯浅交通部長 多発地点につきましては、県警ホームページでも公開しております。

○山内副委員長 このまま見られるという理解でよろしいですか。地図を動かしていけば、赤、オレンジ、黄色と地図上で分かるようになっていくということでしょうか。

○湯浅交通部長 外部公開しているのと、同じ形で見られるように設定しております。

○井本委員 この横断歩道の予算は、県の土木になりますか。それとも県警になりますか。

○湯浅交通部長 県警のほうで、予算はいただいております。

○井本委員 センターラインは県の土木がやっていますよね。それとは別々にやるわけですね。

○湯浅交通部長 公安委員会が行う交通規制については、県警側で予算を確保しておりますが、道路管理者が道路管理の一環として行うそう

いったセンターラインの整備とかにつきましては、通常、道路管理者で行っております。

○井本委員 資料17ページに記載している駐車場の件ですが、民有地では交通事故の扱い方が違うということですか。

○湯浅交通部長 例えば、今回事故がありました霧島町のスーパーは民有地であり、仮にそこに横断歩道が設置してあったとしても、それは公安委員会による交通規制ではなく、あくまで店舗管理者が管理者としての責任で実行しています。警察は指導はできますが、交通切符を切るとか、そういった取締りは及びません。そのため、例えば高齢者がハンドル操作を間違えたり、アクセルとブレーキを踏み間違えて突っ込む事故がありますが、これについては駐車場管理者の方が、例えば車止めを設置するなどの物理的な対策をしていただくなど、店舗管理者の予算で行う必要がありますので、店舗管理者の御協力をいただく必要があります。そのような違いです。

○井本委員 車同士がぶつかった場合は、警察が来て整理しますよね。

○湯浅交通部長 交通事故については、道路であろうと駐車場であろうと交通事故ですので、交通事故の捜査はいたします。

○井本委員 民有地の場合は、道路交通法の規制から外れているのですか。それとも外れていないのですか。

○湯浅交通部長 民有地でありましても、そこに公開性がありまして、一般の車両の使用者とか、歩行者が往来する状況であれば、一定の要件のもとに道路交通法上の「その他の道路」として認められております。今回の場合も、その他の道路として認識しています。状況にもよりますが、そういったところで、例えば飲酒運転

をしたり無免許運転をすると、駐車場であってもその他の道路として認定されて、道路交通法違反になる可能性はあります。

○前屋敷委員 資料13～14ページの制限運転宣誓というところで、令和5年度は飛躍的に宣誓される方が増えている状況の御説明がありました。自分の体調を加味して運転に適しているかどうか判断するのはとても大事なことだと思います。宣誓される数が全県的に広がっているのは、高齢者クラブとか、いろんなどころで啓発活動されたのかなと思ったところです。

○湯浅交通部長 去年は新型コロナが5類化され、社会経済活動が活発になりましたので、各所が工夫していろいろな集まりの機会を利用して、宣誓を受け付けたという実態もございます。

しかし、2万3,710人の中の大半は、高齢者講習のときに自動車教習場から高齢者に制限運転をお勧めいただきまして、そこで宣誓をいただいたことにより、非常に効果が現れております。

○前屋敷委員 全県的に総じて増えているという状況ですか。地域によってばらつきがあるのではないですか。

○湯浅交通部長 全県的に取り組んでおります。

○山内委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時54分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありまし

たので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 まず、お礼を申し上げます。

1月に行いました渡川発電所リニューアル完成式典におきましては、山内委員長をはじめ、多くの関係者の皆様に御出席いただきました。遠いところありがとうございました。

それでは、本日御審議いただく事項につきまして説明いたします。

資料の目次を御覧ください。

本日は、提出議案3件について御説明いたします。

まず、予算議案ですが、議案第73号「令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」、議案第74号「令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）」、そして特別議案であります、議案第76号「公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、以上の3件でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしく御願いいたします。

○山内委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いたします。

○伊豆総務課長 補正予算の概要につきまして御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

議案第73号「令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」であります。

1の補正の理由であります、令和5年台風第6号によりまして猿瀬発電所のゴム堰が破損をいたしましたことから、ゴム堰の除却処理に伴う特別損失等の計上を行いますとともに、復

旧工事に係る継続費を追加するものでございます。

次に、2の猿瀬発電所ゴム堰復旧工事の概要であります。

ゴム堰からの変更も視野に、復旧方法の検討を行いました結果、工事期間や採算性等を考慮しまして、従前よりも厚いゴム材を用いた強度の高い袋体への全面取替えによる復旧を行うことといたしました。

なお、今月から発注事務を開始しまして、令和6年度に着工する予定としておりますが、河川内での工事のため湯水期しか施工ができませんので、令和7年度の完成となる見込みでございます。

資料4ページをお願いいたします。

3の補正額についてであります。

まず、事業収益ですけれども、表の一番上の太枠の中央、補正予定額の欄を御覧ください。

補正予定額は2,524万8,000円で、これは破損したゴム袋体に係る補助金残額の収益化に伴うものであります。

補正後の事業収益の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、50億7,135万8,000円となります。

次に、事業費ですけれども、表の中ほどの太枠の補正予定額の欄を御覧ください。

補正予定額は9,302万2,000円で、これは破損したゴム袋体の除却に伴いまして、減価償却費を減額いたしますとともに、除却損を特別損失として計上するものでございます。

補正後の事業費の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、73億2,178万7,000円となります。

この結果、表の一番下の太枠の計の欄にありますとおり、事業収益から事業費を引いた補正

後の収支残は、マイナス22億5,042万9,000円となります。

資料5ページをお願いいたします。

4の継続費の追加についてであります。

先ほど御説明しました猿瀬発電所ゴム堰復旧工事につきまして、継続費の追加をお願いするものでございます。

アの営業費用につきましては、破損したゴム堰の撤去等に要する経費となりますけれども、令和6年度に2,480万円を計上しております。

イの建設改良費につきましては、ゴム堰の製作や据付けに要する経費となりまして、令和6年度に1億5,120万円、令和7年度に1億7,700万円を計上しております。

続きまして、資料6ページを御覧ください。

議案第74号「令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）」であります。

1の補正の理由ですけれども、令和5年台風第6号に伴う一ツ瀬川県民ゴルフ場のコース冠水被害等によりまして、ゴルフ場利用者数が目標を下回ることが想定されますことから、指定管理者から納付される施設利用料を減額いたしますとともに、指定管理者が支出をしました修繕費用のうち、指定管理者との協定に基づき企業が負担すべき費用を特別損失に計上するものであります。

次に、2の補正額であります。

まず、事業収益ですけれども、表の一番上の太枠の補正予定額を御覧ください。

補正予定額はマイナス888万3,000円で、指定管理者からの納付金が減少する見込みとなったことによるものでございます。

補正後の事業収益の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、1,610万8,000円とな

ります。

次に、事業費ですが、表の中ほどの太枠の補正予定額の欄を御覧ください。

補正予定額は176万8,000円で、内訳としましては、コース冠水被害に伴う修繕費用負担金283万3,000円の特別損失計上及び、ただいま御説明をいたしました、施設利用料の減額と特別損失の計上に伴う、消費税等の106万5,000円の減額であります。

補正後の事業費の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、2,623万8,000円となります。

なお、特別損失に計上しました修繕費用負担金につきましては、指定管理者との協定により企業が負担すべき費用として定められております「1件当たりの修繕・更新等の費用が100万円以上のもの」に該当いたしますことから、修繕費用の全額を企業が負担するものであります。

この結果、表の一番下の太枠の計の欄にありますとおり、事業収益から事業費を引いた補正後の収支残は、1,013万円のマイナスとなります。

資料7ページを御覧ください。

最後に、議案第76号「公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明をいたします。

今回の改正は、1の理由にありますとおり、渡川発電所の最大出力の増加等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容ですが、1つ目は、(1)の渡川発電所の最大出力の変更であります。これは平成27年度から令和5年度にかけて行いました渡川発電所大規模改良事業の完了に伴い、渡川発電所の最大出力が従来の1万2,000キロワットから1万2,344キロワットに増加したため、条例

にある発電所一覧の渡川発電所に係る最大出力の記載を変更するものであります。

改正の内容の2つ目は、(2)、その他所要の改正であります。

これは、地方自治法等の一部改正を踏まえ、職員の賠償責任に関する内容につきまして、条例第10条で引用しております文言の改正を行うものでございます。

最後に、3の施行期日ですが、第10条の改正規定を除きまして、公布の日から施行をすることとしております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○齊藤委員 資料3ページの猿瀬発電所のゴム堰の件でお尋ねいたします。

ゴム材を新しく造られるということで、製造コストや取り付ける金額はどれぐらいなのか、内訳を教えてください。

○松生施設保全課長 ギュム堰の費用が約2億円、据付け費用は数千万円ということになっております。

○井本委員 資料6ページですが、ゴルフ場の累積赤字はどれくらいになっているのですか。

○山元経営企画室長 今年度末の累積の欠損金になりますと、2,833万9,000円となっております。

○井本委員 どうするか考えないといけないときが来ているかもしれませんね。

○山内副委員長 猿瀬発電所について、この発電所単体で見たときには、工事をして、どれぐらいの期間で収支をプラスに持っていくのかを試算していると思いますが、そのあたりを教えてください。

○松生施設保全課長 ギュム堰が立った場合と立たない場合で、電力量としましては半分ぐらい

違いますので、その差額をこのゴム堰の修繕費に充てていくとしたときに、約10年と考えております。

○山内委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 以上をもって、企業局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午後1時5分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 それでは、今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、概要を御説明申し上げます。

文教警察企業常任委員会資料2ページ目の目次を御覧ください。

今回、御審議いただく議案は、予算議案といたしまして、議案第57号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」、議案第71号「令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第72号「令和5年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第2号)」、特別議案といたしまして、議案第77号「市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」、議案第78号「宮崎県公立学校情報機器整備基金条例」の5件であります。

それでは、資料の3ページを御覧ください。

補正予算の概要であります。今回の教育委員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように41億3,654万5,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように1,028億6,697万4,000円です。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように1,815万1,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように47億516万3,000円です。

その結果、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は1,075億7,213万7,000円となります。

次に、資料4ページを御覧ください。

繰越明許費についてであります。

記載のとおり、県立学校の老朽化対策や自転車競技場の改修工事等において、工法の検討等に日時を要したこと等から繰越明許費の追加を6件、変更を2件お願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、引き続き担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山内委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○久保教育政策課長 教育政策課の令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように6億5,983万4,000円の増額

補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように38億8,531万1,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

上から2段目の(目)職員費の左から3列目、(事項)職員費が3,319万5,000円の減額であります。

これは、事務局職員の人件費の執行残でございます。

次に、その4つ下の(事項名)宮崎県公立学校情報機器整備基金事業費が7億4,672万3,000円の増額であります。

これは、新規事業「宮崎県公立学校情報機器整備基金積立金」によるものですが、これは後ほど御説明をいたします。

次に、下から2段目の(目)社会教育総務費の(事項名)職員費が966万円の減額、一番下の(目)保健体育総務費の(事項名)職員費が3,617万円の減額であります。

これらは、事務局職員の人件費の執行残でございます。

次に、資料7ページを御覧ください。

新規事業「宮崎県公立学校情報機器整備基金積立金」について御説明いたします。

予算額は、右上にありますように7億4,672万3,000円で、財源は全額国庫となります。

次に、事業の目的ですが、県立学校の義務教育段階であります県立中学校や特別支援学校の小・中学部等、それから、市町村立学校に整備しております1人1台端末の更新等を計画的・効率的に推進するために、宮崎県公立学校情報機器整備基金を設置するものであります。

なお、本事業は、国の令和5年度補正予算を基に実施するものであり、県に基金を設置し支援することや、県と市町村とで構成する共同調達会議を通して共同調達を計画的に進めるといったものが、国から示されたスキームとなっております。

このスキームを受けての事業概要になりますが、(1)の事業内容にありますとおり、計画的・効率的な端末更新等に対して5年間継続的に支援を行うため、国庫補助金を財源に基金を造成するものであります。

この基金を基に実施する支援内容としましては、(ア)の1人1台端末の更新支援や(イ)にある視覚や聴覚、身体等に障がいのある児童生徒に対応するための入出力装置の整備支援、それから(ウ)にあるように、1人1台端末の更新に向けた県と全市町村の共同調達会議体の運営に係る事務費となっております。

(3)の成果指標といたしましては、これは期待される効果ということになりますが、「基金を活用して計画的・効率的に1人1台端末の更新等を実施し、GIGAスクール構想を推進する」ということとなっております。

○畑中財務福利課長 財務福利課の令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料8ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、総額で1億2,500万3,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、101億4,193万9,000円となります。

補正の内訳は、1段下にあります一般会計が1億4,315万4,000円の減額補正、資料9ページの上から1段目、特別会計が1,815万1,000円の

増額補正であります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料10ページを御覧ください。

一般会計についてであります。

左から3列目(事項名)の欄の上から2段目、維持管理費が3,202万5,000円の減額であります。

これは、冷房施設整備事業の設計委託及び工事や老朽化対策事業の設計委託に係る入札残等であります。

資料11ページを御覧ください。

上から1段目の(事項名)一般運営費(高等学校)が1,347万1,000円の減額であります。

これは、電気代の実績が見込みを下回ったこと等による執行残であります。

次に、1つ下の段の(事項名)海洋高校実習船費が1,982万3,000円の減額であります。

これは、宮崎海洋高校実習船の中間検査等費用等の執行残であります。

次に、1つ下の段の(事項名)一般運営費(特別支援学校)が2,236万2,000円の減額であります。

これは、電気代の実績が見込みを下回ったこと等による執行残であります。

次に、一番下の段の(事項名)文教施設災害復旧費が3,787万5,000円の減額であります。

これは、想定より災害が発生しなかったこと等による工事請負費等の執行残であります。

続きまして、特別会計についてであります。

県立学校実習事業特別会計につきまして、上から1段目の(事項名)高等学校実習費が293万7,000円の減額であります。

これは、令和4年度の決算認定で、令和5年度への繰越金が確定したことによるものであります。

次に、育英資金特別会計につきまして、上から2段目の(事項名)育英事業費が2,108万8,000円の増額であります。

こちらにつきましても、令和4年度の決算認定で令和5年度への繰越金が確定したことによるものであります。

○間曾高校教育課長 高校教育課の令和5年度2月補正予算につきまして御説明をいたします。

資料12ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、4億9,846万3,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、31億7,316万1,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明をいたします。

資料13ページを御覧ください。

左から3列目(事項名)の欄、上から2段目、一般運営費(教育庁共通)が1,131万円の減額であります。

このうち、説明及び事業名欄の1、教育庁パソコンリースが1,156万円の減額であります。これは学校の職員が使用いたしますパソコンのリースに係る使用料の執行残によるものであります。

説明及び事業名欄の5「県立学校給食等緊急支援事業」が283万4,000円の増額であります。これは学校で提供される給食や、寮で提供される寮食等について、原油価格や物価高騰による食費増額分を支援するものであります。各学校等の実績に伴い増額をするものであります。

次に、一つ下の(事項名)高等学校就学支援事業費が5億2,580万7,000円の減額であります。

これは、県立高校の生徒へ授業料相当額を支

援いたします就学支援金の対象者が見込みを下げたことなどによるものであります。

次に、一つ下の(事項名)学力向上推進費が6,961万3,000円の増額であります。

これは、説明及び事業名欄の9、新規事業「ひなたDXハイスクール事業」によるものであります。これにつきましては後ほど御説明をさせていただきます。

資料14ページを御覧ください。

一番上の(事項名)指導者養成費が2,257万2,000円の減額であります。

このうち、説明及び事業名欄の4「国際理解教育推進事業」が1,321万8,000円の減額であります。これは外国語指導助手、いわゆるALTの雇用に係る報酬や費用弁償等の執行残であります。

次に、ページ中ほどの(事項名)産業教育設備費が1,474万6,000円の増額であります。

これは高鍋農業高校の実習農場に高性能農業機械等を導入し、スマート農業について、実践的・体験的に学べる環境を整備するため、国の補正予算に伴い増額するものであります。

資料15ページを御覧ください。

新規事業「ひなたDXハイスクール事業」について御説明をいたします。

予算額は1億円で、財源は全額国庫であります。

事業の目的は、STEAM学習やデジタル探究を推進する県立高校に、ICT機器や理数教育設備機器、専門人材派遣の業務委託等に必要経費を支援することによって、デジタル等成長分野に進学を希望する生徒数の増加を図るものであります。

次に、事業の概要について説明をいたします。

(1)の事業内容ですが、ハイスペックパソ

コンや理数教育設備を整備することにより、高度なプログラミング学習やデータ処理を行う授業、また、ウェブコンテンツやアプリを作成する課外活動に取り組みます。

また、高度なプログラミング実習を行うための専門人材の派遣委託により、大学等と連携した出前授業や、生成AIツールやデータ解析を探究活動に活用するための講師派遣などを行います。

(3)の成果指標ですが、理工系学部への進学を希望する生徒の割合を、令和5年度調査の9.8%から令和6年度に20%となることを目指します。

事業の期間は、記載のとおりです。

○田中義務教育課長 義務教育課の令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料16ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、1,396万6,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、1億1,893万7,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料17ページを御覧ください。

上から2段目の(事項名)学力向上推進費が141万2,000円の減額であります。

これは、「未来へつなげ、学びのバトン!みやぎの授業改善推進事業」の委託料の執行残によるものであります。

次に、その下の(事項名)指導者養成費が、918万9,000円の減額であります。

これは、新規採用職員の初期研修に係る会計年度任用職員の人件費の執行残などであります。

最後に、その下の(事項名)教科書指導研究費が171万5,000円の減額であります。

これは、教科用図書選定審議会の会場使用料の執行残などであります。

○横山特別支援教育課長 特別支援教育課の令和5年度2月補正予算について御説明いたします。

資料18ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の欄にありますように、4,363万1,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、5億6,272万8,000円になります。

以下、主なものについて御説明いたします。

資料19ページを御覧ください。

左から3列目、(事項名)の欄、上から2段目、県立特別支援学校整備費が2,000万円の減額であります。

これは高等特別支援学校の新校舎・寄宿舎建設のための基本設計・地盤調査等の委託料の入札残であります。

次に、その1段下の(事項名)特別支援教育振興費が2,333万1,000円の減額であります。

これは、説明及び事業名欄の6、「県立高等学校生活支援充実事業」において、今年度、生活支援員の配置対象となる障がいのある高校生が想定よりも少なかったことによる人件費の執行残等であります。

次に、資料20ページを御覧ください。

新規事業「特別支援学校性被害防止対策事業」について御説明いたします。

まず、事業の実施に至った背景ではありますが、全国的に子供・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえまして、さきの国会に

おきまして、性被害の未然防止と早期発見のための設備を整備するための補正予算が成立しましたことを受け、実施することとしたものであります。

事業の目的であります。子供が長く過ごす場における性被害の未然防止と早期発見のため、被害を認識しにくい、または、被害を相談することが困難な子供が多い特別支援学校において、性被害防止対策のための設備整備等を行います。

事業の概要を御覧ください。

(1)の事業内容であります。性被害防止対策のための設備整備として子供のプライバシー保護のためのパーティション・簡易扉・簡易更衣室等の設置や保護者からの確認依頼等に応えるための支援内容記録用カメラの購入を考えております。予算額は1校当たり10万円で合計130万円を計上しており、国が2分の1の補助となっております。

(3)の成果指標としましては、分校1校を含め13校全ての特別支援学校に性被害防止対策設備を整備することとしております。

事業の期間は記載のとおりです。

○大山教職員課長 教職員課の令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料21ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように35億8,343万円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように859億4,901万3,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

資料22ページを御覧ください。

左から3列目の最初の(事項名)教職員人事費の補正額1億6,578万9,000円の減額につつま

しては、主に会計年度任用職員の報酬等につきまして、勤務日数等の実績が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、2つ下の(事項名)退職手当費の補正額9億6,812万4,000円の減額につきましては、退職予定者数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次は、学校種ごとの職員費及び旅費でございますが、いずれも教職員に係る給与や職員手当、旅費であります。

一番上の左の欄の中ほどの(目)教職員費が2つありますけれども、上の段の教職員費は小学校費であります。

このうち(事項名)職員費は10億9,145万2,000円の減額を、その下の(事項名)旅費は1,653万円の減額を計上しております。

次に、2つ目の(目)教職員費は中学校費であります。このうち(事項名)職員費は6億7,092万4,000円の減額であります。

次の(目)高等学校総務費であります。このうち(事項名)職員費は3億5,942万1,000円の減額であります。

最後の(目)特別支援学校費であります。このうち(事項名)職員費は2億9,819万8,000円の減額であります。

以上の職員費につきましては、給与や職員手当の支給実績が当初の見込みを下回ったことによるものであり、旅費につきましては、人事異動に伴う赴任旅費の執行残等によるものであります。

○猪野生涯学習課長 生涯学習課の令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料23ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように8,023万7,000円の減額補正

をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、6億3,083万9,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

資料24ページを御覧ください。

(事項名)の欄の下から3段目、図書館費が2,429万7,000円の減額であります。

これは県立図書館の光熱費や受変電設備改修工事等の執行残であります。

続いて、その下の欄、(事項名)図書館サービス推進費が372万2,000円の減額であります。

これは、1、図書館サービス費の中の県立図書館の会計年度任用職員に係る経費等の執行残であります。

続いて、資料25ページを御覧ください。

一番上の段、(事項名)美術館費が4,088万6,000円の減額であります。

これは県立美術館の光熱費や自動火災報知設備工事等の執行残であります。

最後に、その下の段、(事項名)美術館普及活動事業費が463万4,000円の減額であります。

これは県立美術館の特別展開催に係る委託料等の執行残であります。

○木宮スポーツ振興課長 スポーツ振興課の令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料26ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額にありますように2億8,089万4,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように23億9,235万9,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたしま

す。

資料27ページを御覧ください。

一番上の(事項名)学校体育指導費ですが3,435万2,000円の減額をお願いしております。

これは、説明及び事業名欄の2、「部活動改革推進事業」や、その下の「公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備事業」において、市町村への補助金が見込みを下回ったことに伴うものであります。

次に、中ほどの(事項名)スポーツ施設管理費ですが866万1,000円の増額をお願いしております。

これは、県総合運動公園等を管理運営する指定管理者のエネルギー価格高騰等による経営圧迫の影響を緩和するため、電気料等の高騰分を支援するものであります。

次に、2段下の(事項名)保健管理指導費ですが、498万4,000円の減額をお願いしております。

これは、児童生徒の各種健康診断や心臓検診に係る検診料などの執行残であります。

次に、下から3段目の(事項名)競技力向上推進事業ですが2億4,750万9,000円の減額をお願いしております。

これは、現在、整備を進めております県総合運動公園内の自転車競技場及び陸上競技場への照明設置工事等の国庫補助決定に伴うものであります。

○長友文化財課長 文化財課の令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料28ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように1億4,793万1,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄

にありますように5億8,674万5,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

資料29ページを御覧ください。

初めに、一番上の段の(事項名)文化財保護顕彰費が937万2,000円の減額であります。

これは、説明及び事業名の欄10の「西都原古墳群史跡整備推進事業」における、古墳整備の国庫補助決定に伴うもの等であります。

次に、下から2段目の(事項名)埋蔵文化財保護対策費が7,597万1,000円の減額であります。

これは、説明及び事業名の欄2の埋蔵文化財発掘調査において、国土交通省からの委託による発掘調査を行っておりますが、国の事業進捗や計画変更等によるものであります。

次に、資料30ページを御覧ください。

一番上の段の(事項名)博物館費が、3,089万6,000円の減額であります。

これは、説明及び事業名の欄4の「総合博物館老朽化対策事業」における、屋根防水工事に係る執行残であります。

○永井人権同和教育課長 人権同和教育課の令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料31ページを御覧ください。

今回の補正は、表の左から3列目の補正額の欄のとおり467万3,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように1億3,110万5,000円となります。

以下、主なものにつきまして、御説明いたします。

資料32ページを御覧ください。

左から3列目(事項名)の欄、上から1段目、人権教育総合企画費が105万6,000円の減額であります。

これは、説明欄1の人権教育総合企画の推進において実施しております、人権教育推進校の職員研修に係る講師旅費の執行残等であります。

次に、その2つ下の(事項名)生徒健全育成費が160万7,000円の減額であります。

これは、説明欄3の「みやぎきの子どもを守る総合支援事業」における、市町村のスクールソーシャルワーカー配置に係る経費について、市町村への補助金が見込みを下回ったこと等によるものです。

次に、下から1段目の(事項名)学校安全推進費が186万円の減額であります。

これは、説明欄4の「学校と地域がつながる安全教育推進事業」における、研修会での講師謝金や会場使用料の執行残等であります。

○大山教職員課長 資料33ページを御覧ください。

議案第77号「市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

本条例は、市町村立学校職員を対象とした条例の改正となります。

まず、1の改正理由についてであります。地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢が引き上げられたこと等に対応するため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の主な内容についてであります。「市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」について、附則に育児短時間勤務をしている暫定再任用職員の給料月額を定めるなどの改正をすることとしており

ます。

次に、3の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

○久保教育政策課長 資料34ページを御覧ください。

議案第78号「宮崎県公立学校情報機器整備基金条例」について御説明いたします。

これは先ほど補正予算議案で説明いたしました、宮崎県公立学校情報機器整備基金積立金に係る基金を設置する根拠となる条例となります。

1の基金の目的につきましては、G I G Aスクール構想に基づき、義務教育段階の県立学校及び市町村立学校で整備している1人1台端末の更新等を継続的に支援し、計画的な更新を行えるようにすることを目的として設置するものでございます。

2の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、5年経過後の令和11年6月30日までを設置の期限としております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○齊藤委員 資料20ページの「特別支援学校性被害防止対策事業」の件で、お尋ねいたします。

補助基準額が1校あたり10万円という御説明でしたが、カメラやパーティションなど、どれくらいするものか教えてください。

○横山特別支援教育課長 カメラにつきましては、1台当たり7万円程度で買えると聞いております。パーティションにつきましては、種類にもよりますけれども、1枚3万円程度で購入できると確認しているところです。

○齊藤委員 今の御説明でいくと、カメラを1台とパーティションを1枚買ったら10万円ぐらいになるということなんですけれども、それで、この事業内容の目的は達成できるのですか。

○横山特別支援教育課長 特別支援学校における性被害を防止することを目的としておりますが、パーティションを1枚、カメラを1台購入することで、それが全て達成できるとは考えておりません。こういった整備と併せまして、日常的に教員への研修や啓発、また児童生徒への指導も行っておりますので、そちらも併せて充実しながら、こういったものを使って防止をしていくと考えているところでございます。

○齊藤委員 説明欄のところで、保護者からの確認依頼等に応えるための支援内容として、記録用カメラの購入と書いてありますが、この点について説明していただいてもいいですか。

○横山特別支援教育課長 カメラの使用法についてですけれども、特別支援学校では、従来、幼児児童生徒の安全確保、また指導の適正化の観点から複数の職員で指導に当たるようにしているところです。ただ、やむを得ず教師と子供が1対1になる場面がございます。そのようなときに、当該教員が持ち運びできるタイプのカメラを指導する場所に設置して、指導状況を録画しておき、後日何らかのきっかけで保護者が心配されて、確認したいという申出があった際に、映像と一緒に確認していただくといった活用を想定しているところです。

先ほどやむを得ず1対1になる場面がと申し上げましたが、例えば、教育相談等で1対1で行う必要がある場合、もしくは、障がいの特性により、他者の視線に対して過敏性がある生徒に対して指導するような場合、もしくは、聴覚検査・視覚検査・心理検査のように実態把握のための検査を行うような場合が、1対1になる場面として想定されると考えているところです。

○齊藤委員 今回の目的はあくまでも性被害防止ということですが、例えば、転落など

の事故防止を目的として、既にカメラは入っているんですか。

○横山特別支援教育課長 事故防止目的だけのためにカメラの設置はしていないところです。

○山内副委員長 今のカメラに関連してなんですけれども、やむを得ず1対1になるような場面でカメラを持っていくということでしたが、性被害を行う人は、カメラを持っていかない、または、使わないと思います。普段から基本1対1にならないように、ほかの教員の目があったり、教員が出ていくことが分かる状態で、カメラを必ず持っていく仕組みができていますということですか。性被害の状況も、普通の高校であれば先生からの呼び出しとか、何気ない中で起こるのかなと思います。そのあたりが見えなかったので、詳しく教えてください。

○横山特別支援教育課長 先ほども説明の中で触れさせていただきましたが、特別支援学校におきましては、できるだけ1対1にならないように、複数で指導するように対応しております。

やむを得ず1対1になる場面におきましても、必ずほかの職員に、「ここでこういった指導を今からする」と、一声かけて指導するようになっているところです。

そういった常日頃からの取組と併せて、カメラを使用することにつきましても、あらかじめ校内で職員にしっかり説明して、そういった場面では、カメラを使うということを十分に理解した上で対応を進めていきたいと考えているところです。

先ほど申し上げておりませんでしたでしたが、映像の録画に当たりましては、個人情報取扱ということもありますので、教員にそういった配慮についてしっかりと理解を図るとともに、保護者や本人に対しましても、事前に了解を得て

使用するよう気をつけたいと考えているところです。

○井本委員 固定カメラにしない理由は何ですか。

○横山特別支援教育課長 どういった場所で1対1になるかは、あらかじめ想定が難しいので、1対1になる部屋に持っていけるように、持ち運びができるカメラを考えているところです。

○前屋敷委員 関連してですけれども、事業目的のところに「子どもが長く過ごす場における性被害の未然防止」と書いてあります。子供達が長く過ごす場というのはどんな場所なのか、教室であるのか。また、1対1の指導とありましたけれども、生徒だけが複数で長く過ごす場所にいることを想定して、カメラというのは分かります。しかし、パーティションでそういったものが防げるのか疑念があるので、そのあたりの効果も含めてお示してください。

○横山特別支援教育課長 目的にございます、「子どもが長く過ごす場」といいますのは、学校や幼稚園といったものを指しております。

今回、教育委員会といたしましては、特別支援学校を対象にこの事業を実施いたしますが、併せて、*こども家庭課では、幼稚園を対象に同様の事業を実施しているところです。

また、パーティションで性被害が防止できるのかということですが、パーティションの使用法につきましては、例えば、特別支援学校では教室で更衣をしたり、肢体不自由の子供が学ぶ特別支援学校では、教室内でおむつの交換をする必要があったりします。必要があるときにパーティションを出してきて、人目につかないように更衣ができたり、おむつの交換ができたりするようにする。使用した後はまた元

※30ページに訂正発言あり

に戻すといった使用で、性被害が防げると考えているところでは。

○前屋敷委員 これですufficientなのかと言われれば、なかなか難しいですね。

○黒木教育長 御指摘をいただいて、これでのかなとお思いのところも、私もそうだろうなと思いつながらでございますが、日常的な学校での管理が一番大事でございます、先ほど課長が申し上げましたように、いろんなところに職員同士で確認し合っています。あるいは、管理職は教室を見回ったりします。殊に個別の指導になりそうな授業がありますので、そういった教室はすりガラスなどになっており、外からきちんと見ることができます。そういった日常がまず一番大事だろうと思つています。

このようなパーティションというのは、視界を遮るものでございます。カメラは逆に見通すものでございます。矛盾する物を2つ置くような感じですが、使い分けなんだろうなと思つています。

今でも支援学校に行かせてもらつと、段ボールでパーティションの代わりをしているところもあります。児童生徒が増えて適宜そうせざるを得ませんでした。ですから、パーティションのほうは恐らくかなりの需要があると思つれます。一方カメラですけれども、副委員長からもそういうことを考える人はカメラを避けるんじゃないかとお話がありましたが、恐らく、逆なんだろうなと思つています。大丈夫だということを確認するために、「今から1対1の指導に入りますけれどもカメラを置いときますので、後で確認もどうぞ」と、そういったことに使うのだろうと思つておつています。

ですから、先ほどからあります、学校での職員の動静は、日常的に管理職を中心として、しつ

かり管理すべきだろうと思つています。

今回のこの事業をお認めいただけましたら、パーティションは先ほど申し上げましたように視線を遮るために使わせていただき、カメラは決して疑われるようなことはありませんよということをしつかり証明できるような使い方になると思つておつています。

○日高委員 資料15ページですけれども、「ひなたDXハイスクール事業」ということで、デジタル化で大変重要な部分だと思つています。

ハイスペックパソコンを入れることによって、今までとどう変わつてきて、どういう効果が生まれるのでしょうか。結構大きなお金を使つてやると思うので、そのあたり分かる範囲で御説明いただけるとありがたいと思つておつています。

○間曾高校教育課長 この事業で考えておつているのは、まず情報Ⅱという選択科目の開設をして、高度なプログラミング等の学習をするということが1点でございます。

また、これまで各学校で探究的な学び、文理横断的にやつている学習がありますが、その中に例えば様々なデータが集まつてきます。そういったものを、このハイスペックパソコンとかICTを活用して、データをしつかり分析してまとめていく取組も想定しておつています。

また、例えば、課外活動でアプリを作つたり、ウェブページを作つたりすることが大好きな生徒もおついますので、3Dプリンターとか、ハイスペックパソコンを置くスペースを準備し、自由に子供たちが活動できるような取組も想定しておつています。

1億円という想定につきましては、文部科学省が出している事業に基づいて行うものでありまして、1校あたり補助上限が1,000万円となつておついて、本県では基礎枠が6枠与えられておつ

ます。先日、学校に調査をかけましたところ、現在12校申請をいただいております。これを文部科学省のほうに出しております、12校のうち6校は基礎枠なんですけれども、残りの6校は基礎枠に入り切れなかった全国の学校と合わせまして全国枠がございます。その中で、評価の高い順から選ばれていくということで、本県としましては10校程度、この予算を組むことを想定し、1,000万円掛ける10校ということで、1億円で想定させていただいているところでございます。

○日高委員 宮崎県にはアプリで優秀な生徒がいます。ぜひ、全国枠も取りに行ってくださいよう頑張ってください。

○井本委員 デジタル化は、日本は世界と比べると非常に遅れています。だから追いつかないといけなけれども、これぐらいやることで、最先端の教育に追いつけるのでしょうか。

○間曾高校教育課長 大変貴重な御意見をいただいたところですけども、令和12年にはデジタル人材が最大79万人不足するのではないかとこの国の予測がなされております。

資料15ページの下のほうに書かせていただいておりますが、理工系学部への進学を令和6年20%とさせていただいた理由としましては、まずOECDの平均では、理学部・工学部・デジタルの学部に進学する平均が27%であります、国内に目を向けますと17%です。これはOECDでも最下位クラスとなっております。

本県で調査をしましたところ、正確な調査ではないのですが、おおよそ子供たちの進路状況を聞きましたときに、約10%と非常に低い状況がございます。

この事業は、デジタルに特化しまして、まずは環境整備をするということ、そして非常に力

を持ってらっしゃる外部人材の力を借りながら、デジタル人材をしっかりと育てていくという目的でさせていただきたいと思っております。

○齊藤委員 御説明いただいた12校の学校名を聞くことはできますか。

○間曾高校教育課長 採択がまだ決まっておられませんので、具体的な校名は避けさせていただこうと思いますが、12校のうち、普通科が6校、総合学科が1校、そして職業系の専門高校が5校の合計12校が申請をさせていただいているところでございます。

○山内副委員長 大体10%ということでしたが、この分母はどこまで入ってるのですか。進学として専門学校とかまで入っているのかどうか。そのあたりを教えてください。

○間曾高校教育課長 この県の調査9.8%の母体ですけども、各学校の3年生が進路調査でどこに行きたいかということで、4月に取られた情報を基に調べさせていただいたものですが、理学部、工学部、デジタル系の学部・大学への進学を希望しておられる生徒の割合ということで聞かせていただいているところです。

○山内副委員長 大学へ進学する——希望する中ということで理解しました。

次に、当該事業を1年間実施することで進学を希望する割合を20%まで上げるということでしたが、ハイスペックパソコンなどが入って触れる機会があると多少は上がるのかもしれませんが、あくまで教職員側からの働きかけがないと上がらないかなと思います。どのあたりまで働きかけをするのでしょうか。

○間曾高校教育課長 この申請に当たりましては、何度も学校とオンライン等を通じて説明をさせていただきました。申請に当たりましては、各学校から、目指す姿ですとか、学校の現状を

踏まえて具体的にどのような取組をしたいかということをお手紙1枚にまとめていただき御提出をいただきました。その提出に当たりましては、各学校の管理職、また情報担当の先生、あるいは関係教科の先生方としっかり協議をした上で提出いただいていると考えております。ですので、副委員長から御指摘ありましたように、教員からの働きかけという点では、まだまだ、これからであろうかと思っておりますけれども、土台はできているのではないかと考えているところです。

○山内副委員長 最後に1点。私も理系出身ですけれども、20年ぐらい前にIT革命とか言われて、当時国の政策で大学院進学率を上げようという動きがあったんですね。その結果、結局、進学しても、職業がないと。宮崎県は第一次産業の県ですけれども、理工系学部への進学を希望する生徒の割合を20%に上げて、果たして働き口が宮崎県でつくれるのでしょうか。進学させた結果、県内に戻ってこない生徒がどんどん増えていくのではないかなと心配もあります。そのあたりまで踏まえた上での制度設計になっているのか教えてください。

○間曾高校教育課長 大学卒業後すぐに宮崎県に戻ってくるかというところは、副委員長御指摘のとおり難しい面もございますけれども、文部科学大臣がこの事業に当たりまして「デジタル系に進んで働く、そういう場もしっかり設ける。」と、コメントを出しておられます。そして、先ほど御指摘のありました理工系を学ぶ大学をしっかりとつくっていくといった国の姿勢も示されているところであります。

私どもとしましては、県内就職を促進しているところもございますので、機会を見ながら、様々な企業と話をさせていただき、理解をいた

できればと考えているところでございます。

○前屋敷委員 資料13ページでお聞きしましたが、対象者の見込みが下回ったということで、就学支援金がかかなりの減額補正になっておりました。奨学のための給付金も同じ理由かなと思いますが、前年度と比べて、どの程度のものですか。今、経済的にも大変な状況ですので、ぜひ、これほど減額せずに活用できればと思います。

○間曾高校教育課長 当初予算を組む際には、生徒数がしっかり把握できてない状況がございます。まだ新入生が入ってきておりませんので、見込みの数を出すときに在学生の数と募集定員を基に積算させていただいているところでございます。

支給の割合について御指摘いただきましたけれども、令和4年度の実績が全生徒数2万391人に対しまして1万7,629名、支給率としましては86.4%でございました。

また、令和5年度につきましては、およそ85.2%の支給率となっております。

この就学支援金につきましては、保護者の年収が910万円程度未満の生徒に対しての支援となっておりますことから、このような数字になっているところでございます。

○前屋敷委員 率としては、若干減っておりますけれども、ほぼ前年並みということですね。予算を組むときは一定程度多めに組むというのが必要なことではありますけれども、それにしてももったいないなと思われました。3億6,000万円もありますので、大いに有効活用していただきたいと思っております。

それから、資料14ページですけれども、定時制及び通信制教育に振興に要する経費というところで、ここには定時制の高校生に当てはまる

ような就学支援事業はないのですか。

○間曾高校教育課長 定時制・通信制にもございます。先ほどお話をさせていただきました就学支援金もありますし、奨学のための給付金もございます。また、定時制・通信制の生徒のために、例えば教科書の給付といった支援もさせていただいているところでございます。

○齊藤委員 資料7ページの「宮崎県公立学校情報機器整備基金積立金」について、この予算の(ア)、(イ)、(ウ)、それぞれの内訳を教えてくださいいいですか。

○久保教育政策課長 まず、(ア)の1人1台端末の更新支援は7億2,439万8,000円になっています。積算の仕方としましては、義務教育段階にある児童生徒数に対して予備の端末を15%持つことになっていることから、児童生徒数に1.15を掛けまして、補助金の補助基準額が5万5,000円になります。補助率は3分の2ということになっていますので、これで積算するんですけども、今回は、国から全体のうちの20%分だけ配分されているというところでの積算になっております。

それから、(イ)の入出力装置の整備支援は定額の補助になります。これも令和6年度分の需要調査をしまして、上がってきた金額が2,325万5,000円でした。これから需要が出てくる分について、確認して、要求して、また配分していただく流れになるかと思えます。

それから、(ウ)の事務費ですけども、これは都道府県一律2,000万円ということで、国から配分されております。

内訳としては以上でございます。

○山内副委員長 関連ですけども、義務教育期間の子供たちへ補助するということでしたが、これに私学が入っていないような気がします。

義務教育期間の子供たちに対してというのであれば、私学に通っている子供たちに対しても同じような補助をすべきではないかなと思います。公立と私学の違いかもしれませんが、同じ県民であるのに私学を外してしまったのは、なぜなのでしょう。

○久保教育政策課長 まず、所管の話でいきますと、教育委員会が公立学校を所管しております。私立学校につきましては総合政策部のみやざき文化振興課が所管となっているところで、この内容には含まれてないということでございます。

○山内副委員長 総務政策常任委員会の内容まで確認してなかったんですけども、総務政策常任委員会において、私学に通う生徒の分は確保してあるという理解でよろしいですか。なかったような話を聞いたので……。

○久保教育政策課長 そこはもう一度確認させていただかないと、私どもでは把握できてないところでございます。

この基金も5年間かけて支援するというものになっていまして、また当初予算の審議のときに御説明することになると思うんですけども、来年度はまだ2市町程度で、令和7年度以降にいろいろ出てくるような計画になっています。私学のほうはどういう計画で進められているかというの、まだ、私たちが把握してないところです。

○山内委員長 暫時休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時16分再開

○山内委員長 それでは再開いたします。

ほかに御質問はございませんか。

○齊藤委員 資料33ページの議案第77号、暫定

再任用職員は、現在何人いますか。

○**大山教職員課長** 確認してから回答させていただきます。しばらくお時間いただきたいと思います。

○**山内委員長** 分かりました。この委員会の中でお答えいただけるということでしょうか。

○**大山教職員課長** 委員会内でお答えしたいと思います。

○**山内委員長** 分かりました。

それまで、ほかの質問を続けさせていただくということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**山内副委員長** 暫定再任用職員はどのような状態の人たちか教えてください。

育児と書いてあるので若い人を想定していますが、再任用ということは、一回辞めてということかなと思います。いかがでしょうか。

○**大山教職員課長** 暫定再任用につきましては、定年退職された方になりますので、年齢層としては当然高い年齢になります。ただ、育児短時間勤務、育児休暇は、いらっしゃれば取得は可能です。ケースとして、そのような方々が取る場合もありますので、制度として設けるということになります。

○**山内副委員長** 定年退職ということは60歳を過ぎて再任用されている方で育児をしていると……育児短時間勤務ということなんですけれども、育児をしている、そこをもう1回お願いします。

○**大山教職員課長** 育児といった場合、いわゆる育児法で取れる子供というのが、民法上の親子関係にある子供でありますので、実子のほか養子等も含むということになっております。ですから年齢に関係なく、育児短時間や育児休暇

を取る可能性がありますので、この制度を設けるということになっております。

○**山内委員長** 先ほどの情報機器の更新の事業の話に戻りますけれども、義務教育は全額公費負担で購入した。その後の更新に関しては一部自己負担が出てくるんじゃないかとお話も伺ったんですけれども、その部分について、確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○**久保教育政策課長** 自己負担といいますが、市町村立学校の場合には、国のが3分の2の負担で、残りの3分の1を市町村が負担するというスキームになっております。なので、基準どおりの機器を整備すれば個人が負担するということは出てこないのではないかと考えております。

○**山内委員長** 先ほど基準額が5万5,000円という御説明があったと思うんですけれども、県内の学校は5万5,000円に大体収まっているのでしょうか。それとも一部それを超えて自己負担が生じてしまう学校もあるのかということ把握されていたら伺ってもよろしいでしょうか。

○**久保教育政策課長** 現在把握している限りでは、自己負担を取っている市町村はございませんので、基本的には市町村が全て負担しているということでございます。

○**山内委員長** あと、以前から個人的に訴えているところなんです、高校については全額自己負担で宮崎県では購入をいただいているということです。更新に関しても、特に国や県からの補助はなく全額自己負担でという考え方でよろしいでしょうか。

○**久保教育政策課長** 高校生につきましては、御指摘のとおり自己負担で、自分の物として購入しておりますので、自分の物の更新時期が重なったとしても、それは自己負担という整理に

なります。

○**大山教職員課長** 暫定再任用職員の人数ですが、12月1日時点で599名ということになっております。

○**齊藤委員** 給与月額を定めるということは、これまでは定まっていなかったということですか。

○**大山教職員課長** そのとおりでございます。通常の職員につきましては当然定まっていたのですが、先ほど申し上げましたとおり暫定再任用の方だけは定めておりませんでしたので、今回定めさせていただくことになりました。

○**齊藤委員** 先ほど御説明いただいた599名の方は、今までどのようになっていたんですか。

○**大山教職員課長** 599名の方々につきましては、通常どおりの給与規定がありますので、それで定められていたのですが、この方々のうち育児短時間をもし取った場合、給与体系が変わりますので、そこを定めてなかったということになります。再任用の方の599名の中で、今まで取得している方はいらっしゃらないんですけれども、もし育児短時間になると、勤務時間が短くなりますので、給与はその分だけ少なくなります。その幾ら下がるとか幾らにするという規定がございませんでした。ですから、今回条例で定めますのは、この方々が改めて育児短時間を取った場合の給与月額を定めるということで条例を定めるということになります。

実質的には現在のところ、まだいらっしゃらない状況であります。

○**山内副委員長** 599人ということで、年齢は関係ないということをおっしゃられましたので、出産のために一度辞められた方も大部分入っていることになりますか。

○**大山教職員課長** 入っておりません。育児短時間は男性も女性も取得できますので、60歳を

超えて保護者が子供の育児が必要な場合に取得するような場合であります。現在のところそういう方はいらっしゃらないということになります。多様な働き方ということで、様々な場合を想定して制度を設けているところであります。

○**齊藤委員** この改正の主な内容のところで、育児短時間勤務をしている暫定再任用職員の給料月額を定めるけれども、現状に照らし合わせていくと、これから育児短時間勤務をしようとしている暫定再任用職員の給料月額を定めると理解したらよろしいでしょうか。

○**大山教職員課長** そのとおりでございます。

○**横山特別支援教育課長** 先ほど私の説明の中で1点誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

先ほど事業の説明の中で、「子どもたちが長く過ごす場」というところで幼稚園も含まれており、幼稚園につきましては同様の事業をこども家庭課で実施とにお伝えしたところですが、正しくは「こども政策課」で実施でした。おわび申し上げます。

○**山内委員長** それでは、その他で何かありませんか。

○**井本委員** その他で全くこの議案とは関係ないんですけども、特別支援学校の、「特別」という名前が、そこに入る人たちの敷居を高くしている気がします。多様性を認めるといったインクルーシブもあるけれども、差をつけるような名前ではなくて、気の利いた名前にしたら、そういうところに行きやすい。フリースクールも、特別支援みたいな感じになると思うけれども、特別支援とフリースクールはちょっと違います。教育はそれぞれの段階に応じてやるのが本来の教育、多様性を認めるような教育になりつつあるのであれば、特別ではなくて、敷居の低い言

葉を使えないか提案です。

○黒木教育長 以前は特殊教育という名称を使ったりもしておりました。今、特別支援教育となったんですが、本県の場合は学校がそのように、国の仕組みの中で変わっているので、どうしても公的などころに使うときには特別支援学校と申し上げています。しかし、特別支援学校にそれぞれの学校が移っていったときに、本県の場合は校名をどの学校も特別という言葉を外しております。全て「みやぎき中央支援学校」とか、そういう言い方をします。そういったところについては、配慮のあった校名のつけ方だったと思っておりますし、委員おっしゃるとおり、私も思っております。

○山内委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時33分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので4日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいのですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がございませんので、この場で協議をさせていただきたいと存じます。

委員長報告の項目及び内容について御要望等

はありませんか。

暫時休憩します。

午後2時34分休憩

午後2時37分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後2時37分散会

令和6年3月4日(月曜日)

午後0時56分再開

出席委員(6人)

委員	長	山内	佳菜子
副委員	長	山内	いっとく
委員		日高	陽一
委員		前屋敷	恵美
委員		齊藤	了介
委員		井本	英雄

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田	真紀
政策調査課主査	西尾	明

○山内委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいか、一括がよろしいでしょうかという点につきましては、一括という御意見もありましたので、そのようにさせていただきます。

それでは、一括して採決いたします。

議案第57号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号、議案第77号、議案第78号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第57号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第76号、議案第77号、議案第78号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 以上で委員会を閉会いたします。

午後0時59分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 山 内 佳菜子